

クオリスキッズ 新 町 保育園

重 要 事 項 説 明 書

令 和 6 年 度

クオリスキッズ新町保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名称	株式会社クオリス
所在地	大阪府大阪市浪速区難波中1丁目12番5号 難波室町3階
電話番号	06-6575-9848
代表者氏名	代表取締役 雨田武史

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	クオリスキッズ新町保育園
施設の所在地	大阪市西区新町3丁目11番15号
連絡先	電話番号 06-6543-0017 FAX 06-6543-0018
管理者	園長 猪瀬 佐貴子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	0歳児 6人 1歳児 8人 2歳児 10人 3歳児 12人 4歳児 12人 5歳児 12人
利用定員	満3歳以上の児童 31人 満1歳以上満3歳未満の児童 17人 満1歳未満の児童 2人
開設年月日	平成30年4月1日
施設・事業所番号	2770051006171
ホームページ	http://www.quolis-kids.com/

3 施設の目的・運営方針

クオリスキッズ新町保育園（以下「当園」という）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

保育方針

○豊かな人間性を持った子どもを育てる。

保育目標

～こころとからだと自分の命は自分で守る！生きる力を育む保育園～

1. 健康的な生活習慣を身につけ、安全な環境のもとで情緒の安定をはかる
2. 友だちと一緒に日々のあそびを通して、好奇心や創造力をひろげる
3. 様々な体験や多様な人との関りを通して、学ぶ力や思いやりをはぐくむ

4 当園の施設と設備

(1) 施設

施設		
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 10階建て 1～3階
	延べ面積	444.71 m ²
園庭		テラス 24.76 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	1室	つくし組 (0歳児クラス) 2F
保育室	1室	たんぽぽ組 (1歳児クラス) 2F
保育室	1室	ちゅうりっぷ組 (2歳児クラス) 2F
保育室	1室	すみれ組 (3歳児クラス) 3F
保育室	1室	さくら組 (4歳児クラス) 3F
保育室	1室	ばら組 (5歳児クラス) 3F
調理室	1室	1F
調乳室	1室	つくし組隣接 2F
事務室	1室	1F

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成30年4月）踏まえ 以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 保育の特色

『遊びの中でいきいきと楽しく学ぶ』をコンセプトに教育 Education も行います。クオリスキッズでは、通常の保育に加えて、下記のプログラムを無料で実施します。

- ① リトミック (1・2・3・4・5 歳児)
スカーフやボール、ロープ、楽器を使って、音楽を全身で感じて表現します。音感やリズム感、表現力を養いながら、バランスよく心身を発達させます。専任の講師に来ていただきます。
- ② 体操 (3・4・5 歳児)
楽しく体を動かしながら基礎的な運動能力や意欲、忍耐力、たくましい心を育みます。専任の講師に来ていただきます。
- ③ 英語 (2・3・4・5 歳児)
カードやゲーム、音楽を通して自然に英語にふれ、国際感覚を養う機会を積極的に作ります。ネイティブの先生に来ていただきます。
- ④ ヒップホップダンス (3・4・5 歳児)
リズムに合わせて体を動かすことでリズム感を養いながら体を動かす楽しみをおぼえ、柔軟な心と体を作ります。専任の講師に来ていただきます。

(3) 送迎

保護者の方による送迎をお願いしています。(送迎者写真提出確認のため)

6 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	保育に従事しその計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	13	8	5	
栄養士	園児の発達段階に応じ、0歳児、乳児食、1、2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する	3	3		
保育補助 強化体制	送迎の安全見守り、清掃業務、配膳等	2		2	
看護師	園児および職員の健康観察に従事	1	1		

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00)
主任保育士	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00)
保育士	正規の勤務時間帯 (7:00~20:00) で時差勤務
栄養士	正規の勤務時間帯 (8:00~17:00)
看護師	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00)
保育補助	朝夕の延長保育業務 (7:00~11:00) (16:00~20:00)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時~7時30分又は、18時30分~20時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。土曜日は7時から19時までの保育となります。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時~8時まで又は16時~20時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

土曜日は7時から19時までの保育時間となります。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時10分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時10分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時10分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時15分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	3	3		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

(3) 無償化開始に伴う徴収について

(1)(2)とは別に無償化の対象者（施設等利用給付第2号認定者）に対し、給食費を徴収いたします。給食費は主食費1,500円と副食費4,500円、合わせて6,000円となります。ただし、年収360万円未満の世帯及び第3子以降の園児の給食費は一部減免（副食費分）となります。

※ 主食費・副食費について

月の途中で退園する場合、15日までの退園は主食費・副食費、共に半額徴収いたします。16日以降の退園は全額徴収いたします。ご了承ください。

11 特別な配慮を必要とする子どもの保育の取組状況

地域社会の中で、支援の必要な子ども共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援保育をおこなっています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	医療生協ながほり診療所
医院長名又は医師名	堀 忠
所在地	大阪市西区新町 4-10-10
電話番号	06-6533-0106

(2) 歯科

医療機関の名称	医療法人栄知会新町なみき通り歯科
医院長名又は医師名	山本 瞳
所在地	大阪市西区立売堀 2-1-9 日建ビル 1F
電話番号	06-6535-4182

15 緊急時の対応

(1) 保育中に容体の変化等があった場合は、速やかに当該利用園児の保護者及び医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。尚、保護者の指定する医療機関への緊急搬送は、致しかねますのでご了承ください。

(2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

(3) お預かりしている園児に発熱・下痢・嘔吐・その他の症状が見られ、日常生活において保育が困難と判断した場合は、保護者へ連絡を行いますので、速やか(概ね1時間以内)に迎えに来ていただきます。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

※AED 設置

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に2回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 猪瀬 佐貴子 電話番号 06-6543-0017
相談・苦情解決責任者	氏名 雨田 武史 電話番号 06-6575-9848
区市町村の苦情・相談窓口	大阪市西区役所 保健福祉センター 電話番号 06-6313-9986
第三者委員	田深 欣寛 電話番号 06-6531-0093 (代表) 役職・肩書等 社会福祉協議会地区会長

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	こども育成協議会総合補償保険
保険の内容	死亡、後遺障害、入院、通院、手術
保険金額	死亡100万円・後遺障害100万円・ケガによる入院保証日額1,500円(180日まで)・ケガによる通院保障日額1,000円(90日まで)

20 園児の利用状況

(2月1日現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	0人	3人	4人
1歳児	12人	7人	8人
2歳児	12人	12人	9人
3歳児	12人	12人	8人
4歳児	11人	10人	12人
5歳児	10人	11人	9人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未受審	
自己評価の実施状況	年1回年度末に実施予定	令和5年3月31日

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定より公表公示された旨なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別 表

1 保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金（令和6年度）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
幼児	2号認定の子どもにかかる給食費 (主食費1,500円 副食費4,500円)	月額 6,000円
カラー帽子	入園時のみ	1,190円
コットシート	午睡用ベッドに使用するシート (0~3歳児入園時、3歳児進級時購入)	1枚 0・1歳児 2,310円 2・3歳児 2,618円
乳児 連絡ノート	なくなれば再購入	200円
乳児ペンダント	お誕生日時	310円
せいさく帳バインダー	全園児	600円
クレパス	1歳児以上	600円
名札	1歳児以上	140円
のり	1歳児以上	260円
自由画帳	1歳児以上	1・2歳児 290円 3歳児以上 390円

粘土一式	2歳児以上(粘土520円・ケース350円・板500円・ヘラ250円)	1,620円
変え粘土	3歳児以上	520円
はさみ	2歳児以上	495円
幼児 連絡ノート	なくなれば再購入	210円
幼児 出席ノート・シール	入園・新年度のみ購入 ノート320円 シール320円	640円
幼児ペンダント	お誕生日時	340円
体操服(Tシャツ)	3歳児以上 110・120	1,450円
体操服(Tシャツ)	3歳児以上 130・140	1,500円
体操ズボン	3歳児以上 100~130	1,700円
鍵盤ハーモニカ	4歳児以上	6,200円

※原油高騰により、用品金額も昨年度より値上がっております。

※その他、行事に関わる費用などは、別途、ご案内いたします。

※物品の紛失は再購入していただきます。

※幼児は園外保育代をその都度、徴収いたします。別途、お知らせいたします。

令和5年度 海遊館 500円(入館料) 電車代は園が負担します。

※5歳児は卒園アルバム・記念品代を徴収いたします。別途、お知らせいたします。

令和5年度 卒園アルバム 15,000円

(11月~3月 3,000円×5回徴収)

卒園費 5,000円(証書・証書ファイル・記念品など)

(11月~3月 1,000円×5回徴収)

※幼児はワークを購入していただきます。別途、お知らせいたします。

※クラスごとに毎月絵本を購入いたします。別途、お知らせいたします。

※園より、セキュリティーカードを1家庭に2枚お渡しいたします。卒園時、退園時には必ず2枚の返却をお願いいたします。破損や紛失の場合はカード料金として1枚につき3,000円を徴収させていただきます。カードの取り扱いには、十分ご注意ください。

2 延長保育に係る利用者負担

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
(朝) 7:00~7:30	朝延長	月額 2,900円
		日額 300円
(夕) 18:31~19:30	1時間以下	月額 2,900円
		日額 300円
(夕) 18:31~20:00	2時間以下	月額 5,900円
		日額 600円
補食代	当日16時まで追加、取り消し可能	1食 100円

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、重要事項説明書書面に基
き重要事項の説明を行いました。

保育園名 : クオリスキッズ 新 町 保育園

所在地 : 大阪市西区新町 3-11-15

説明者職名 : 施設長 氏名 猪瀬 佐貴子

私は、書面に基づいて クオリスキッズ 新 町 保育園の利用にあたっての
重要事項の説明を受け、同意いたしました。

園児者 氏 名 :

保護者 住 所 :

保護者 氏 名 : 印

園児からみた続柄 :

令和 年 月 日

別紙

※保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金

令和6年5月分より

ペーパータオル代	1歳児以上（毎月徴収させていただきます）	130円
----------	----------------------	------

ただし、ペーパータオル持参の場合は徴収しない。

※大切なお知らせです。必ずご確認ください※

R5年度 改訂版

気象警報等発令時の緊急対応について

クオリスキッズ新町保育園

大阪府・大阪市に気象警報が発令された場合や、竜巻、震度5以上の地震が発生した場合についての対応をお知らせいたします。大切なお子様の安全を最優先に考え、安全確保に努めてまいります。
ご理解とご協力をお願いいたします。

●特別警報・暴風警報が発令された場合

午前7時の時点で、 警報が発令中の場合	休園 ※職員も自宅待機の為メールは送れません。
午前7時までに、 警報が解除された場合	通常保育
保育中に警報が発令された場合	速やかにお迎えをお願いします。 ※保育園からメールでご連絡します。

●給食について

午前7時までに、 警報が解除された場合	給食の提供があります。
------------------------	-------------

●竜巻が発生した場合

登降園時に竜巻が発生した場合は、危険ですので待機し、竜巻注意情報が解除されてからの登降園をお願いします。
保育時間中に竜巻が発生した場合は安全な場所に待機します。被害状況によっては、お迎えをお願いする場合があります。

●震度5以上の地震が発生した場合

震度5以上の地震が発生した場合は、休園。
保育時間中に震度5以上の地震が発生した場合は、速やかにお迎えをお願いいたします。

●その他の対応

上記以外にも、災害警戒レベルが高まった場合、保育園として安全を最優先に考え、お迎えをお願いする場合があります。
また、地域の鉄道が運休になる等、職員の人員確保が出来ない場合、休園となる場合があります。

《注意事項》

- ラジオ・テレビ・インターネットなどで、必ず情報を確認してください。
- すべての警報が解除されても、増水している川や池のへりに近づかないように気をつけてください。
- 洪水や大雨警報発令の場合や注意報の場合は安全を確認しながら、保育を行います。

緊急対応は保育園からメールでお知らせしますので、メール受信者の方はこまめに確認をお願い致します。

